

# 大腸がん検診・精密検査受診率向上 (成果報酬型官民連携モデル) 業務委託仕様書

## 1 委託趣旨及び目的

八王子市は、市民の健康寿命の延伸、生活の質の向上、さらに、保険者として被保険者のがんの早期発見によるがん治療に要する医療費の適正化を目的として、国民健康保険に加入する市民を対象とした大腸がん検診受診率、及び、本市の大腸がん検診を受診し、要精密検査となった全ての市民の精密検査受診率を向上させるため、勧奨プログラム及びオーダーメイド受診勧奨を実施する。実施に際しては、民間の資金、経営能力、及び、技術的能力の活用を図るため、予め定めた成果指標、支払基準、及び、支払表に基づき契約代金を支払う成果報酬型官民連携モデル（ソーシャル・インパクト・ボンド方式）を導入する。

## 2 委託内容詳細

### (1) 大腸がん検診受診率向上業務

本市は、大腸がん検診前年度受診者に対し、大腸がん検査キットを送付している。本業務では、前年度大腸がん検診未受診者を勧奨ターゲットとし、メッセージ・勧奨物を開発し、勧奨ターゲットから送付対象者を抽出し郵送する。

#### ア メッセージ・勧奨物開発

大腸がん検診受診率向上に寄与するメッセージ・勧奨物を開発する。

#### イ 送付対象者の抽出

前年度大腸がん検診未受診者から、メッセージ・勧奨物の送付対象者を抽出する。

#### ウ 通知類及び数量

上記ア～イに関わり、最低 12,000 人（12,000 部）の送付対象者へ郵送する。詳細については、内容、数量等企画書を市へ提示し、市と協議の上決定すること。

#### エ 分析・評価

平成 29 年度地域保健・健康増進事業報告後、市より提供される受診者データを分析・評価し、課題抽出・解決の見通し等を含む結果を報告すること。

### (2) 精密検査受診率向上業務

平成 29 年度八王子市大腸がん検診要精密検査全対象者に対して、精密検査受診率向上に寄与するメッセージ・勧奨物を開発し、効果を検証する。

#### ア メッセージ・勧奨物開発、印刷（手渡分）

要精密検査対象者へ説明を行う医師から手渡しする勧奨物・メッセージを開発し、印刷する。

#### イ メッセージ・勧奨物開発、印刷（アンケート分）

本市から精密検査未受診者・未把握者に送付するアンケートについて、精密検査受診率向上に寄与する勧奨物・メッセージを開発し、印刷する。

#### ウ 通知類及び数量

上記アについては、本市における全ての要精密検査の者を対象とする（医療機関配付数は 6,000 部）。上記イについては、本市における要精密検査対象者のうち精密検査未受診者・未

把握者を対象とし、1,100部程度を想定する。

なお、勸奨物・メッセージについては、八王子市医師会との調整を踏まえて決定するため、内容、数量等企画書を市へ提出し、市と協議の上進めること。

エ 分析・評価

平成30年度地域保健・健康増進事業報告後、市より提供される受診者データを分析・評価し、課題抽出・解決の見通し等を含む結果を報告すること。

(3) 大腸がん検診・精密検査受診率向上業務に関わる勸奨物及び発送

- ア 勸奨物は、本市が提供するデータファイル（UTF-8 CSV形式）を用い、タックシールの作成貼付、または、帳票への電算印字出力等の作業を行う。
- イ 勸奨物の対象者は、発送前に市担当者に照会し、住民登録状況を確認すること。また、発送件数は、3日前に死亡・転出者、発送日当日に死亡者引抜きを行い、その数を確定する。
- ウ 勸奨物の納品及び貸与データの返却は、以下、八王子市成人健診課とし、勸奨物は納品と同時に差出郵便局に配送すること。

【納品及び貸与データ返却先】

八王子市元本郷町三丁目24番1号  
八王子市医療保険部成人健診課  
電話 042-620-7428

【差出郵便局】

- (ア) 八王子郵便局 八王子市大和田町7-21-1
- (イ) 八王子南郵便局 八王子市みなみ野1-6-7  
※八王子南郵便局には、恩方郵便局分を併せて差し出す。
- (ウ) 八王子西郵便局 八王子市散田町5-27-7

- エ 各勸奨物の完成品は、宛名印字しないものを見本として各5部、代表的なパターンを各50部ずつ納品すること。
- オ 各勸奨物の印刷原稿データの電子データ（PDF1部とイラストレーター1部）を成人健診課に納品すること。
- カ 郵送費については委託料に含む。
- キ 各勸奨物は、箱詰めを行い、受託者により上記三局に持ち込むこと。なお、配送に際しては、八王子局（本局）、八王子南局、八王子恩方局、八王子西局別、本市の提供データ通りに並べること。また、箱詰めが複数になる場合には、入数がわかるようにしていくこと。



(4) 提供データ項目

ア 特定健診関連データ

【平成 23 年度～最新年度分】

(ア) F K A C 167 (健診結果情報)

イ 大腸がん検診関連データ

【平成 23 年度～最新年度分】

- |              |                 |                   |
|--------------|-----------------|-------------------|
| (ア) 宛名番号     | (イ) 漢字氏名        | (ウ) カナ氏名          |
| (エ) 郵便番号     | (オ) 住所          | (カ) 生年月日          |
| (キ) 性別       | (ク) 被保険証番号 (国保) | (ケ) 受診日           |
| (コ) セット検診フラグ | (サ) 受診医療機関番号    | (シ) 受診医療機関名       |
| (ス) 自己負担費用区分 | (セ) 健康保険種別      | (ソ) 便潜血検査 (1日・2日) |
| (タ) 検査結果判定   | (チ) 精密検査受診日     | (ツ) 精密検査実施医療機関    |
| (テ) 精密検査実施方法 | (ト) 結果          | (ナ) 特記事項          |

ウ レセプトデータ

【平成 24 年 7 月～最新月分】

- |                 |               |          |
|-----------------|---------------|----------|
| (ア) 被保険者証記号・番号  | (イ) 漢字氏名      | (ウ) カナ氏名 |
| (エ) 性別          | (オ) 年齢        | (カ) 生年月日 |
| (キ) 住所          | (ク) 入院外来区分    | (ケ) 費用額  |
| (コ) 初診料         | (サ) 生活習慣病関連項目 | (シ) 主病名  |
| (ス) 2～6番目に高い傷病名 |               |          |

エ ア～ウに付帯し、対象者抽出後、発送に関わるデータ

【発送に関わるデータ仕様】

1	連番	ヘッダーを除くファイルの先頭行の 1 から連番を出力
2	宛名オーバーフラグ	宛名が特に長い方について該当表示
3	方書オーバーフラグ	方書が特に長い方について該当表示
4	宛名外字フラグ	宛名に外字が含まれる方について該当表示
5	方書外字フラグ	方書に外字が含まれる方について該当表示
6	送 宛先人氏名	敬称なし
7	郵便番号	「999-9999」形式で出力
8	住所(市+住所日本語)	
9	住所(方書)	
10	住所(カスタマーバーコード)	バーコードに直して出力

連番	宛名オーバーフラグ	方書オーバーフラグ	宛名外字フラグ	方書外字フラグ	送 宛先人氏名	郵便番号	住所(市+住所日本語)	住所(方書)	住所(カスタマーバーコード)
1	非該当	非該当	非該当	非該当	八王子 太郎	193-0623	八王子市暁町1丁目34		193062342-9999-9999
2	非該当	該当	非該当	非該当	八王子 花子	192-0855	八王子市散田町5丁目4番3号	〇〇ハイツ302	192085542-9999-9999
3	非該当	非該当	非該当	非該当	八王子 二郎	192-0025	八王子市台町3番地		192002542-9999-9999

※ カスタマーバーコードについては、CSV データ中に数値で出力される為、バーコード化して出力する必要がある。

※ 氏名の敬称は CSV データに出力されないため、業者にて出力する。

(例：八王子 太郎 様)

#### (5) 業務実施報告書

大腸がん検診・精密検査受診率向上業務等を以下の業務実施報告書に取りまとめ、市へ報告すること。なお、業務実施報告書に記載すべき内容は、市と受託者が協議の上、市が定める。

ア 大腸がん検診受診率向上業務

大腸がん検診受診率向上に関わる業務等を取りまとめる。

(ア) 紙媒体 20 部

(イ) デジタル媒体 1 部 PDF データ及びマイクロソフト社のワード形式でも納品すること

イ 精密検査受診率向上業務

精密検査受診率向上に関わる業務等を取りまとめる。

(ア) 紙媒体 20 部 60 ページ程度 完全製本で納品すること

(イ) デジタル媒体 1 部 PDF データ及びマイクロソフト社のワード形式でも納品すること

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 8 月 31 日まで

### 4 スケジュール及び納期

(1) データ貸与 平成 29 年 5 月 (予定)

※データは CD もしくは DVD にて暗号化した上で貸与する。

※データファイルは、別に指定がない限り、本市に完成品の納品と同時に返却する。

(2) 業務実施期間

ア 大腸がん検診受診率向上業務 契約締結日の翌日から平成 30 年 7 月 31 日まで

イ 精密検査受診率向上業務 契約締結日の翌日から平成 31 年 7 月 31 日まで

※それぞれメッセージ・勧奨物開発から分析・評価までを含む期間とする。

(3) 業務実施報告書納期

ア 大腸がん検診受診率向上業務 平成 30 年 7 月 31 日

イ 精密検査受診率向上業務 平成 31 年 7 月 31 日

### 5 業務に関わる特記事項

(1) 期間の余裕を持って進めること。

(2) 内容を十分理解し、経験と専門知識、技能を持つ担当者を用い、十分な人員体制により市と密に連絡を取り合い、双方の理解のもとに進めること。

(3) 市及び受託者は、委託業務を主として担当するものを定め、本委託業務にかかる連絡を相互に行う。

(4) 契約締結日から 7 日以内 (土日祝日含む。) に業務実施計画書を作成し、本市の承認を得ること。

- (5) 日程が決定されていないものについては、期日が決定した後、直ちに通知する。
- (6) 市は受託者から提出された作業を変更したい場合は受託者と協議して変更する。
- (7) 過去の受診勧奨資料のほか、既存資料や既存調査、その他関連する各種統計データを収集し、本市の現況を整理するとともに、分析を行う。また、業務実施報告書は市の取組みの説明資料として活用できるようにデータ整理を行う。
- (8) 各受診勧奨通知等の紙媒体の校正見本は、カラーで出力したものを3部ずつ用意する。
- (9) 委託期間内に、がん検診にかかる法令・政策の変更、本件業務の対象者数の著しい変化等を含む「6 支払条件」に示す成果指標による本件業務の成果測定の適切性に重大な疑義が生じる事由の発生、その他本件業務以外の「6 支払条件」に示す成果指標に影響を与える事由の発生が予見された時点で、事業内容、成果指標、契約代金又は事業実施期間等の見直し等の対応について協議するものとする。
- (10) その他本委託業務について疑義が発生した場合は、速やかに連絡し、協議するものとする。
- (11) この仕様書に定めのない事項については、協議のうえ処理するものとする。

## 6 支払条件等

### (1) 検査及び支払方法

市は、受託者より業務実施報告書を受領後、市が定める次の期間において、地域保健・健康増進事業報告に照らし、成果指標に基づく受託者の実績値を測定し、当該結果を受託者に通知する。この通知をもって、受託者は、検査に合格したものとし、この場合において、当該業務の成果品等は、その所有権を市に移転する。受託者は、市からの測定結果通知受領後、支払表に基づき請求書を市に提出する。市は、受託者からの請求書を受領後、受領日から30日以内に、受領した請求書にかかる金額を支払う。なお、受託者は、市による成果指標の測定に必要な資料の提供その他について協力すること。

ア 平成30年8月1日から8月31日まで：大腸がん検診受診率測定

イ 平成31年8月1日から8月31日まで：精密検査受診率測定及び早期がん発見者数測定

### (2) 測定方法

#### ア 大腸がん検診受診率

大腸がん検診勧奨物送付対象者数を母数とし、本市が平成29年度地域保健・健康増進事業報告として、国・都に提出する大腸がん検診受診者データに基づき、勧奨物送付対象者の中から平成29年度中に大腸がん検診を受診した者を特定し、受診率を測定する。

#### イ 精密検査受診率

本市において、平成29年度中に大腸がん検診を受診し、要精密検査となった全対象者を母数とし、本市が平成30年度地域保健・健康増進事業報告として、国・都に提出する大腸がん検診受診者データに基づき、精密検査を受診した者を特定し、受診率を測定する。

#### ウ 大腸がん検診精密検査受診後の早期がん発見者数

本市において、平成29年度中に大腸がん検診を受診し、要精密検査となり、精密検査受診後、早期がんと判定された者について、本市が平成30年度健康増進事業報告として、国・都に提出する大腸がん検診受診者データに基づき測定する。

### (3) 成果指標及び支払い基準の設定

本市の平成 24 年 6 月から平成 28 年 8 月までの本市レセプトデータ (=実医療費) から大腸がん検診を受診後、早期で大腸がん (レセプトデータ疾病区分：結腸の悪性新生物、直腸 S 状結腸移行部及び直腸の悪性新生物) が発見された患者と早期以外の大腸がん患者の医療費を比較し、医療費削減効果を 1,873 千円と算出し、この金額を評価指標の根拠とする。

※早期大腸がん発見時の医療費削減効果 (がん発見後 3 年間)

$$\text{【早期以外大腸がん患者医療費】} - \text{【早期大腸がん患者医療費】} = \text{【早期がん発見時の医療費削減効果】}$$

$$2,527,398 \text{ 円} \quad - \quad 654,884 \text{ 円} \quad = \quad 1,872,514 \text{ 円}$$

#### ア 大腸がん検診受診率

(ア) 平成 27 年度の実績から、大腸がん検診検査キット未送付者のうち、大腸がん検診受診率は 9%であり、この数字を基準とし、市へ医療費削減効果が還元される 15%以上の検診受診者を確保できた場合に限り契約代金を支払う。

(イ) 検診受診率は、19%を支払基準の上限とする。

#### イ 大腸がん検診精密検査受診率

(ア) 平成 26 年度の本市大腸がん検診精密検査受診率は 77%であり、この数字を基準とし、市へ医療費削減効果が還元される 79%以上の精密検査受診者を確保できた場合に限り、契約代金を支払う。

(イ) 精密検査受診率は、87%を支払基準の上限とする。

#### ウ 大腸がん検診精密検査受診後の早期がん発見者数

(ア) 平成 26 年度地域保健・健康増進事業報告に提出した本市大腸がん検診精密検査結果は、受診者数 53,540 人に対し早期がん発見者数は 103 人であり、発現率は約 0.19% (※) である。したがって、平成 29 年度の大腸がん検診受診者に対し、発現率を乗じて得た数を基準 (ゼロベース) とし、本業務を実施した効果として追加の早期がん発見者数が 1 人以上の場合に限り、契約代金を支払う。

※早期がん発見者数 103 人を受診者数 53,540 人で除した数値

※早期がん発見者数は、小数点以下四捨五入する。

(イ) 追加の早期がん発見者数は、11 人を支払基準の上限とする。

### (4) 支払表

各成果指標の支払基準に基づく支払表は次表のとおりとする。

#### ア 大腸がん検診受診率

大腸がん検診受診率	15.0%	16.0%	17.0%	18.0%	19.0%
契約代金 (千円)	1,109	2,218	2,292	2,366	2,441

※大腸がん検診受診率は、小数点以下四捨五入する。

※上記契約代金は、消費税及び地方消費税を含む。

### イ 精密検査受診率

精密検査受診率	79.0%	80.0%	81.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%	86.0%	87.0%
契約代金（千円）	740	1,480	2,220	2,960	3,700	4,440	4,588	4,736	4,880

※精密検査受診率は、小数点以下四捨五入する。

※上記契約代金は、消費税及び地方消費税を含む。

### ウ 早期がん発見者数

追加早期がん発見者数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人以上以降
契約代金（千円）	277	554	831	1,108	1,385	1,662	1,939	2,216	2,291	2,366	2,441

※上記契約代金は、消費税及び地方消費税を含む。

なお、本支払表に基づく契約代金の最大額は9,762,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）であり、事業費相当額（8,874,000円。消費税及び地方消費税相当額を含む。）及び最大成果報酬相当額（888,000円。消費税及び地方消費税相当額を含む。）を合わせた金額である。

## 7 諸権利

本契約に基づき受託者から市に納品された納品物及びデータについて、受託者は、1の委託趣旨及び目的を他の自治体及び保険組合等でも達成しようとする場合には、市の承諾及び対価の支払いを要することなく、自由に使用できる。

## 8 個人情報保護及び受託者の責務

(1) 本市から貸与した個人情報（データ及び印刷物）は以下の事項に十分注意して取扱うこと。

- ア 車で運搬する場合は、「置き引き」、「車上荒らし」の被害に遭わないために、車外から直接見えないように積むなど、適切な防犯措置をとる。
- イ 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管する。
- ウ 市が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さない。
- エ 個人情報を電子データで持ち出す場合は、「情報資産持ち出し申請書」を提出し、情報管理者の承認を得る。また、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施す。
- オ 用紙類は、個人情報を印字する重要帳票であることを認識し、汚損、き損等があった場合でも、受託者による処分はせず、納品時に本市に返却する。
- カ 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にする。
- キ 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検する。また、業務終了後は、全ての個人情報を削除する。
- ク 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録する。
- ケ 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持

に責任を負う。

- コ 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わない。
  - サ 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしない。
  - シ 個人情報を利用する作業を行うパソコンには、常駐型不正プログラム対策ソフトをインストールし、ウイルス定義ファイルは、最新のものに更新してから作業を開始する。
  - ス 本市に納品するデジタル媒体については、納品前にウイルスチェックを行う。
  - セ 個人情報を利用する作業は、サポートの終了したオペレーティングシステムを搭載したパソコンでは行わない。
  - ソ 個人情報を利用する作業を行うパソコンは、外部のネットワーク環境と接続しない。
- (2) 本契約の履行に当って自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

## 個人情報を取り扱う事務の委託に関する特記仕様書

八王子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、八王子市（以下「甲」という。）から個人情報を取り扱う事務を受託した場合は、受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律、契約書、仕様書等に定める事項のほか、この特記仕様書に定める事項に従って個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じつつ、契約を履行しなければならない。

なお、本特記仕様書における「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（条例第 2 条第 1 号）をいう。

また、「個人情報を取り扱う事務」とは、次のようなものをいう。

- (1) 市から個人情報の引き渡しを受けて処理するもの
- (2) 個人情報を取り扱うことが予定されているもの
- (3) 市から受託した事務の執行に当たって、個人情報を取り扱うことがあり得るもの
- (4) 施設の管理運営を委託することに伴って、個人情報の取り扱いが生ずるもの

### 1 個人情報の保護

#### (1) 秘密等の保持

乙は、この契約の履行に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

契約後、乙は、速やかに甲に対し、個人情報保護に関する誓約書を提出しなければならない。

#### (2) 受託事務従事者名簿の提出

乙は、この契約の責任者及び受託事務従事者の名簿を作成し、書面により甲へ提出すること。

また、従事者に変更が生じた場合には、乙は速やかに書面により甲へ報告すること。

#### (3) 受託事務従事者への周知

乙は、受託事務従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底しなければならない。

#### (4) 再委託の禁止又は制限

乙は、甲が事前に書面で承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う事務の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (5) 目的以外の利用等の禁止

乙は、この契約による事務を処理するため作成した検診受診者名簿を本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (6) 複写又は複製の禁止

乙は、甲が事前に書面で承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するため作成した検診受診者名簿を複写又は複製してはならない。

#### (7) 作業場所の特定

乙は、甲が指定した場所で作業を行うものとし、指定した場所以外へ個人情報を持ち出す場合には、事前に書面で甲の承諾を受けなければならない。

(8) 返還義務

乙は、この契約による事務を処理するため作成した検診受診者名簿を委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

(9) 事故報告義務

乙は、この契約による事務を処理するため作成した検診受診者名簿の内容を漏えい、き損又は滅失した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(10) 調査

甲は、乙がこの契約の履行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時に調査することができる。

(11) 取扱要領等の作成

乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する取扱要領等を作成し、甲に報告しなければならない。

## 2 契約の解除及び罰則

(1) この仕様書に定める事項に違反した場合、甲は本契約を解除することができる。この場合、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

(2) この契約を解除したことにより、甲が損害を受けたときは、甲は乙に対して、損害賠償の請求ができるものとし、その損害賠償額は、双方協議のうえ定めるものとする。

(3) 受託事務等従事者がこの仕様書に定める事項に違反した場合は、条例第57条又は第59条の規定により、懲役又は罰金に処せられることがある。